

山添村生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの減量と堆肥化を図ることを目的とし、生ごみ処理機等を設置した者に対して、購入に要した費用の一部を予算の範囲内において山添村生ごみ処理機等購入費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機等 電気式処理機及び生ごみたい肥化容器をいう。
- (2) 電動式処理機 温風乾燥式及びバイオ（微生物分解等）式、ハイブリッド式の電動式処理機をいう。
- (3) 生ごみたい肥化容器 コンポスト、密閉式たい肥化容器、ボカシ容器等で微生物等により生ごみをたい肥化することを目的とする処理容器をいう。
- (4) 個人 山添村内に住所を有する者をいう。
- (5) 事業者 山添村内に事業所を有する法人又は団体並びに個人事業主をいう。
- (6) 物件 土地若しくは居宅並びに事業所等の不動産をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象となるのは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 自己所有の物件若しくは賃借している物件及び土地かつ近隣の住民、住宅等の迷惑とならない場所に生ごみ処理機等の設置場所を確保していること。
 - (2) 生ごみ処理機等によって作られた堆肥の活用を自ら適正に行い処理できること。
 - (3) 生ごみ処理機等の維持管理を自ら行えること。
 - (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 補助金交付に係る生ごみ処理機等を購入した日から5年を経過するまで転売しないことを誓約できること。
 - (6) 村税等を滞納していないこと。
 - (7) 山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- 2 前条第1項第4号の規定に関し、交付を受けてから5年以上が経過かつ当該生ごみ処理機等が使用不可となっている場合は前条第1項第4号の規定を具備しているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は生ごみ処理

機等の本体の購入に係る費用とし、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 配送料
- (2) 設置に係る工事費
- (3) 発酵促進剤等の基材
- (4) その他村長が認めるもの

(補助個数及び補助金額)

第5条 生ごみ処理機等の補助台数は、電気式処理機の場合、1世帯及び1事業者につき1台を限度とし、生ごみたい肥化容器の場合は1世帯及び1事業者につき2基を限度とする。ただし、事業者においては住所が異なる複数の場所若しくは複数の事業内容を展開する事業者についてはこの限りではない。

2 補助金の額は、電気式処理機の場合、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数があった場合はこの額を切り捨てた額）とし、その額の上限を50,000円とし、生ごみたい肥化容器の場合は補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数があった場合はこの額を切り捨てた額）とし、その額の上限を1基あたり5,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、生ごみ処理機等を購入後6ヵ月以内に個人は山添村生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（個人用）（様式第1号）を、事業者は山添村生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（事業者用）（様式第2号）に村長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請に次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証する書類（購入者名及び購入日並びに購入店舗、生ごみ処理機等の機種等の名称、金額が記載されているもの）
- (2) 生ごみ処理機等の製品保証書若しくは製品取扱説明書等（生ごみたい肥化容器の場合は除く。）
- (3) 生ごみ処理機等を設置した状況が確認できる写真
- (4) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード又は写真付きの住民基本台帳カード等の写し、法人の場合は登記簿謄本）
- (5) その他、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは山添村生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、また不交付と決定した場合は、その理由を付して山添村生ごみ処理機等購入費

補助金不交付決定通知書（様式第4号）をもって申請者に通知する。

（補助金請求）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下、「交付決定者」という。）

は、速やかに山添村生ごみ処理機等購入費補助金請求書（様式第5号）に次に掲げる生類を添付し、村長に提出しなければならない。

- （1） 振込指定口座の通帳の写し
- （2） その他、村長が必要と認める書類

（補助金交付）

第9条 村長は前条に定める請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

（補助金交付の取消し等）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を山添村生ごみ処理機等購入費補助金交付決定取消し通知書（様式第6号）をもって取消し、既に補助金が交付されているときは山添村生ごみ処理機等購入費補助金返還通知書（様式第7号）をもって返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定をうけたとき。
- （2） その他この要綱の規定に違反したとき。

（立入検査）

第11条 村長は、補助金の交付事務の適正な履行に関し必要な限度において、交付決定者に対し、村職員を補助対象生ごみ処理機等の設置場所に立ち入らせ、交付決定者の立会いのもと、当該村職員に補助対象生ごみ処理機等の運転状況を検査させることを求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により村長から求めが合ったときは、特段の理由がない限り、これに協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。